

## 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会	住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年